治國壽夜話

十五十六

内閣文庫
和書
類 二百四十九
號 二
冊 二〇
函 二百
架 二〇
八オ

第一

内閣文庫
番號 和 34492
冊數 20 (8)
函號 210 174

国立公文書館
National Archives of Japan

文
264

秋田藩

治國事跡卷之拾

一

教育院樣御代の男色と号て町奴といふりの美く御酒
いつ〳〵ゑ作をたゝくき中にも情隨長を富とい
奴の大の男の張れなき大力之れ八男色の棟梁也板り
人もとち恐れ居り或時風呂へ行て二階へ上り酒と肴を
こと義色り速熱いゝさ世事ゑも大に難義ゑ及ぶと
いへともさくき板のこゝ中り張る打ふし表を出雖也
古高左前左衛門り掛られり張れるき大力ゑて剛法の
人なり打く風呂屋へ来れ事ゑ見とをられる元

秋田藩

然者ひと飲ひ事を見て出十郎左衛門か袂をとらへ中
ろうハ出ん刻より幡随長兵衛来り二階にて相ことに我信を
仕出へとも力添をなされ去りて此度出へハ何とも仕る
無此度の者を此所に致置に承り難成所存にある
たし御架かつきは枝にて此度にて去る竹の内へ竹
一本ハ不法の棒を仕迦しるるを存して天秤せる十郎左衛門
成存られそれハ有去か此り向ふハ合点まへきらこハ
有りと寺若ひ俸の枝をことの地へ寺付たられ右衛門六
さしのことし竹ハ俸て法の棒よ致りを引揚て彼奴
いつくに居るそ案内せよとて二階へ上られ幡随をあらみ付

何ゆゑて不作法に打たれ強いて幸ならんとまつらすとを
不残ものの然程よ酒てもしけて酒る下衆ハ去る由を左衛門と
いかなるそのせふの枝か何の国よ立ちとて俸の法棒を縄の
枝よ縛たりみて長兵衛か側へ投付られ二階より下りられ
それハ長兵衛これよ驚きさすて立帰り右の風呂屋へ呼
婦さたひ来りさりしとなり

一　水野十郎左衛門（五千石松平淡路守家之）ハかくまで方き強き奴なり或時
十郎左衛門の幡随長兵衛とたとさと待受ける時輪者のに
縄よ致しら長兵衛ハ袍の数ともせざる十郎左衛門をかひ
掴んで投退踏つけつ起しもせず立ち揃して迎てり十郎

右衛門ニ無念おもひありしといへとも先へ行き様なけれハ後日を
待て彼立く追ニ帰られけり其後十郎左衛門馬より下ニ座
られけるに又長五郎ゟ差上しきせるをとらんとて
此事生ニ　りて的ハ何ゟこそ出んると雅中よその和尚さそ
やはれしるやしと大ニ難云して座りけれともきの川に
手並ニこりて擬ハ座られ夫より手をとして天道長五郎
ハ度しく増る遠来去向後和睦して和談く候る下しと
仲人をもて挨拶し迎付まて始ゟ度く中座し帰る
長五郎度くさらにとらに半向に来て始格和睦中々と
此業ハ十郎左衛門思ひ日頃を極め風呂中付好るまてひ

中へ行き使ひけるも長五郎来きさ旨詠て来て申迎書しける
長五郎ゟ同郡長兵衛と申て此度和睦の為風呂奥ゟの茶
を以先来るまさる之心ニ無用とるしと止めける長五郎同心
せハ始格ゟれを歎き数ま事もなへられ夫ハ見性乃
まへ有り和睦せんと強ゐの手を申て詫るを怺まてされと
ゟまそしてあへんハ結しなれといはまんの心にまりとて
平日ニ気り十郎左衛門ヘ宅へゟり十郎左衛門丁寧り
馳走し後夜なき挨拶まて酒も数献ニ及けり風呂を
始続と申ニ付風呂ニ入申されしとて十郎左衛門素裸ニ
入けり扨又其ニ十郎左衛門ニ仕ニ奴ニ足下物客物たん

一

上州榎本村角三郎儀不敬者の盗賊之或時分壱十人
計寄て壱所へ盗に行り居候ゆえ盗に参りて居候
子と何に行て壱所にも知りて兼てお尋と相ねめ彼体
者を知り居て盗に行り居候大勢集りて囲こむ故
無之へき様もなく流石の角三郎を始め一人を捕
捕捕まいつまでも壱川の端へ切りて貰と別り居
候角三郎と切れんとする時角三郎中りに我已に今
子の角三郎と云人と知られる者なれども運尽て彼
中にて生捕れ此今命と共に角三郎程の者此死
する小い者持と人々に云ふ事なり今切れ手負
者共首と一ツ我並へ出張して家内の
訳を聞て首と切るへし左りにむくろ三て歩行へ
必然ひきつれ中に此所いと申へ程いさんに思一云と称

一

して仁中小崇りとなるまてしてとても恐しく中りなる
御しるしなりとて首一つ源一小手とゆるつくしと
件の首と持て紙をまきてる程まへ人へしらせなる変と振
五川〳〵右の首をて志〳〵ふ井て作実さる紙をもひ
つゝ〳〵恵川の中へ流さるめ親者も続て飛入りて
水練の達者之名此度を源りて難なく万死の内二生
と拾〳〵りる必新知曽伝りる義をを心く盗賊小沉
倫せしい法を知るのると人〳〵中あへり

常憲院様御代酒井雅楽乃御名代として上洛の義
雅楽乃の相沢名田次郎右衛門忠昌紙若孫三郎忠條沉

表之儀ハ御いつれも先〳〵ほ〳〵ほ〳〵ほ〳〵の先
と示兼てより江戸右衛門の細の表示中付出と表の内
乃中酒〳〵と不能法自強楽しるまき程小お惜むへし
第又不能法の表ハ〳〵より新てい手まて曲りと一手付手付
ハ言と根中へ〳〵と出ハ〳〵中源〳〵より根乃中小ハり
紙ニ合ハ條沉〳〵紙の者〳〵も仍義不能法にて或ハ松乃
紙小強先と重て体ハ迷麻入〳〵流れ来る者もハ又と
強先と自産〳〵持せ富〳〵入て強先を源さてしと流り
ひ〳〵〳〵表ハ〳〵ハ時〳〵雅楽乃も人付られれ程〳〵ハ西表
源〳〵出人手紙の表ハ不能法人〳〵〳〵〳〵〳〵表作味

さて〻と中付〻れ乃ち民間付の者共寄集り乃時
徳川家康三郎藤原朝臣家康公の御代に成り組の者共の中に相模の国人
岡つ弟中付さう様の御小松平右京亮水野藤十郎殿中根左近将監殿の人数多
此節右衛門と唱て中乃ち今度此間の中仲間乃中
仕廻宣しく申さるさつて岡つ弟付さう此先生の
乃るれ此間の者を思て御相の中間を也此度家業
笑て見い相模もう〻ぬ御仕て仕難く者を思乃
義相模もう〻此と中切て義とあらう不思て私
宅より組の者を唱へ此度人岡つ弟付て家来
者を思つて此て此乃ち人岡つ弟付て家来
者を思つて此て此乃ち人岡つ弟付て家来

たくも中付法乃義とあり此仕乃者を思まく
さて相思乃〻さる乃者今仕無相乃と是一法
さる義て此対果此人御〻此方乃者も随乃と働き
一人も御〻此切死せよとて義を思て乃者
此対面し乃る組の者芸御手此さう押法組乃者組
者此と押て一人も退此切死の義之根此節右衛
乃水面つて業義此業て組の者乃も法乃中付此乃
仲乃者者不相法乃〻我御乃者を思つて此
相寄さる此業乃此條きつて大同付中達此年乃
入中此乃者相乃御此得乃者不義て此

此度義ハ近く七中之沙汰ニ及候ニ付承候て御精
候取扱ニ而表ニ不及候旨の義ヲ申候と待居候処ニ而義
至く候ニ付夫より大目付并御目付同役共ニも右之
次第ニ申談候ニ付其方共ニも承知之上ニ而逢候様ニ
申候へとも不相成候て其方共中ニ付大目付来候
申上候ハ近藤右馬介中川右京之亮ニ而其段申上候
不届の義ニ申候ニ付て因幡守ニ而何られ候ニ付
近藤右衛門ハ何事も不相勤候ニ付近藤右衛門之
稲葉勘右衛門方へ罷出候

一 寛永七年七月廐橋酒井雅楽頭内石川丈右衛門

二百石 年三十才 稲葉清八 又ハ市之丞と云二百石之 年二十六 頭在候 右女人ニ而于今不行候
喧嘩の始末ハ石川丈右衛門ニ罷ハ細井物右衛門ニ而て
物右衛門女房伊加保へ湯治ニ行候ニ付丈右衛門女房も序ニ
湯治致させとて罷の方へ遣し候日ハ丈右衛門も罷の方へ
行て彼女房の湯治行様とて立候へ帰り候時ニ女房合物
丈右衛門従弟也 方へ稲葉源八 香山近藤右衛門弟 近藤右衛門方ニ遣候 と相請候
丈右衛門ニも来り候へと合物方より申遣候丈右衛門
とハ存ニ挨拶ニ而取合も立候ハ源八ヲ相くと何事ハ
気ニさる時右源八へも不仕付なりと罷物右衛門方より
帰り候てハせねとも合物方へ行候時そとして合物酒を

頃て中の刻半ふ源八も丈右衛門を喰殺しけり扨丈
けり後藤清八方へとて取ひ強さるるれい喰しふ行
りを市右衛門平（丈右衛門清清者なるべし）を生捕ふ喰し居るを丈右衛門
と清八に論ふ及ひけりとれこれとる平中也てるく
丈右衛門もふ平を喰りけるる清八い急角場出るるしさるふ
や疾ふ行ふ丈右衛門方へ仕を手ひよ仕事と中けるる
玄関へ逃りあると思ひしる玄関の前にて働丈右衛門
討れけり扨源八ハ仙方より見の注前右衛門方へ喰り出稽
軍義といふものと注前右衛門宅ふ疾ふ行と女人喰し
居る時門をとゝきさる者誰ぞれい丈右衛門家にて

丈右衛門と清八及喰殺ふ及ひる人丈右衛門い討れ中ふと
いふ清八いるゝと源八問られい清八及い出立退ふといふ
手時源八門を開き出居り一行党と門内へ入れ門を
とゝゝるの討れるとれ申あるゝ清八を
立退ゝるる雖しれのれい通ひ者にてるゝと
屈引ふ力をこいるけ軍義ふく注前右衛門ふ中
逃しられゝゝ出給せる注前右衛門立ふて仲の
行党を連丈右衛門方へ立戦り源八清人にて注前
ける来ける居ありられい喰殺ふ立て撞ふ
あ稽と行れも強志ふ源り合党一人の注前右衛門ふ

を墻へ如合するのれいいてう扣てみる丈と青い花
の義もいれ後れてるまり絶神絶命と呉れ
法八生笑さてこさ書家みる去るのれいが言う切
て前んも斗雞〳〵と八言へ同を配つて先法八完へり
法八は射面せんと云われい法八身底八といつのまく
三お法八不急は丈去来つと喧嘩と強し丈蟲つを
討て三逆名山丈去丈言て切後仕ると中付添八
出て丈去丈言へ切て法八切後の振みをんるふ
後と丈寸移切刻裏自身如つと捨てお果てり右肩
先て武丈見い寸底八は落とさせりふい弱さこひ

以のるれい来れて肩へ切辺りる底法八底八を呵
る〳〵後と切〳〵る眼底振底自身如つと捨りるり相丈
り丈去来言へ切又れい丈蟲つ八底の同布り鼻の振
と筋遠は切別二三の胴の色と大骨もて拂ひ眼坪の
色と底去へ家底とてめきさしり丈蟲つ八郎又二
寸の大眼底行手巻は離〳〵同底歩〳〵て働きこう
玄宝九塚振小切出て〳〵れは切辺るは切辺てる時あ手を
別れとうん〳〵り法八八切て働きるり力中りて翻ふ
入〳〵法八弓弓は丈形底い双言の一赤弛集りい振の
義は寸如も斗雞きるのれい先門と手七あり添八

丈右衛門ハ弟藤吉ヨリ中ハ[illegible]人の切例ニされて死ヲ
又ハ[illegible]刃のごとく複雑のもつれる振ひ[illegible]
死骸ハ[illegible]毛髪ハ[illegible]毛髪と指ニ巻りて丈右衛門
ハ[illegible]ハ毛髪と何りなれハ[illegible]毛髪
死骸ハ[illegible]ごとく細井勘兵衛殿同行右衛門殿[illegible]
強付ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]浪人の[illegible]丈右衛門殿[illegible]
此親類の者ハ[illegible]
振ひ[illegible]
い秋ハ[illegible]

の[illegible]ハ[illegible]
自害[illegible]ハ[illegible]
[illegible]丈右衛門殿[illegible]
[illegible]振ひ[illegible]
及ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
他[illegible]
[illegible]

ゑ不付果さい却て討果しゝる者こそ法おし
くゐ手ゝ者のゝるゝ法はゐるゝ事ゝきゝゝゐるれゝゝも
徒人もゐく河の先年ゝていひ志つめんと志ゝる者不
用法の法ゝ及ひゝ動ゝ中ゝ也事ゝ也てゐ年ゝ
仕方不怙ゐるゝといゝれしゝゝとゐ年ゝ也て流ゝゝよわく
れぬゝ庭ゝゝゐ者角いゝ付の河ゐき内ゝ乳ゝ年ゝ分ゝて
自害しゝゐゝ法ゐる事ゝゐる事ゝ源八ゝゝ孫の始末
いゝゝ方ゐるゝとゝて法人見ゝ感しゝゐゝゝゝゐり

一 寛文元年七月廉潔ゝ事稲ゝゝりてゝゝゐゝ尚年
の秋ゝ一粒万倍ゐるゝん天ゝ徒拾ゝ梅檀の木ゝ実ゐ

又赤蛙蛤ゐゝゝきゝゝりゝと中ゝゐる見ゝと也人ゝゝゐゝを
中ゝゝのゐゝと噪ゝり見ゝひしゝゝゝ妖孽よせんゝん不実ゐゝ
ゐ赤蛙蛤ゐゝて却ゝて世の中豊年ゐれゝ徒ゝ
ゝ也ゐゝる例も有ゝゐゝふゝゝゝと人ゝ中ゝゐる今年ゐ十年
以来ゝ豊年ゐりと古ゝの人ゝ中ゝゐり而謂三例稲の
長サ八尺ゐゝゝり後ゝ沢ゝ久徒梯ゝ孫ゝ中ゝ沢内ゝゝり稲ゝ
枝の付ゝゐゝと城中ゝ持ゝ来ゝゐ和ゝ来ゝゝ八ゝゐ枝
三ゐ付ゝゝり和稲ゝ穂百七十粒付ゝゝり二の枝ゝ穂百七
十七粒付ゝゝり三の枝ゝ穂九十三粒付又茎ゝの根ゝ方ゝ
三町四方の田地ゐゝ西ゝも穂ゝ穂付ゝて於て尚ゝの

菓子屋八郎兵衛方へ預ケ置ル二年六月晦日大西左
源太久保山罷れて道へ出る波打際ニ付流死数多
ありと聞て左手八津波打手ありと法人中あり
て不相聞いろいろ尋ねるに解ニ成ル遠
浦打り見届表ゟ四例ゟ諸ゟ例手ハ磐
ゟて不くゟ解ゟ遠ありきてゟ果してゟ波
ゟてしゟ法ゟゟゟ付書留てゟめてしゟ事ハ
見へ申へき事なり必ゟ後の切ゟゟ被へきゟ被
成見と記す

一 寛文八年二月廿九日出羽国酒田浦

地の町菓子屋出火ゟ焼たゟ出羽へ出ル分出火ゟ
久永源ゟ衛門ゟ同ゟ出羽の門ゟ三軒ゟ焼ゟ
ゟ焼ゟ出羽法者ゟゟゟ同ゟゟゟ
和北ゟ和同ゟゟゟ遠ゟ菓子ゟゟゟ
右菓ゟ焼ゟ焼ゟゟゟ
ゟゟ行ゟゟゟ
ゟゟ法ゟ
同ゟゟゟ
ゟゟゟ
ゟゟゟ

神と伺ひ九郎右衛門尉と参り此旨同心とも
為和仕ひ和出取矢如下され永沢寺より
式部之丞礼に伺公仕る中感動に深沢さて永沢寺の
右衛門尉と達しより右衛門尉本生とこり者ゝく縁
無事に去るれい九郎右衛門尉に内にと已上て感に仕すると
思ひ解て返答しける感動数入来悦ひ人々他
出ゝゝ此る内貫に至る人と挨拶して程なく右衛門
尉右衛門尉と下りゝゝ手伝して挨拶して有る九郎右衛
門尉ゝゝ右衛門尉と親来とともに一献に成る人
下り下発度のよしてひしとゝき付と答るゝゝ挨

一

拶人孫兵衛を案内ゝゝ内ゝゝ右衛門尉
に発に九郎右衛門尉と上ゝゝ切られも右衛門尉と
ハ敬に成孫兵衛を案内ゝゝ右衛門尉親仕言
と伝人九郎右衛門尉と答ゝり

有馬玄蕃頭豊氏の孫玄蕃頭豊氏の事 寛文十八年六月十七日也 見ハ松平隠
岐守殿の息女を嫁せしむ息女の事

みしゝ最先桜に用ゝ為れもきゝ人の新ハとゝもも
ゝゝ手筋とあてし思案と今一度ゝ切るて始き
右二条の内ゝゝの方ハ虚説の様に中ゝゝり

悼有馬氏　　水戸　相公光国卿

十有七年胡蝶夢　醒來何處復逍遥

渡和羅露先秋落　此恨綿々更不消

仝

有る山いなれさ〻系れ〻家の消て行るき人て立〻き

寛文八年二月大夫の末より蝋礼みて国元月中旬不幸

みつ〻まりさるのあることやあひけり

一　吉野平三郎盗賊改の時より別よりね笠といふ盗人の株渠

ゆり目あらしこれをさしるる所ほか密よりをを

ほしし立宿の時を伺ひ数生綱脇指の神ふ同心と仕立

てらの物笠ら宅より行くたたこの方を共ふ神ふて内火

打長物笠いろりの前より表ろりを張ろり

元国て絡りらる時より物笠中ら公運ぶぬれいかゝ先

られらり指ゝ女娘みる見を新やといひけれ同心

ともあるはらり平張よりてもて中よるり西方の義み

ふ松中ひ〻〻〻と教し〻〻〻連来ら平三郎

出〻れ同彩と為らるることの〻〻ほ切る挑投ふ

ていら程ゝ出れはるも同彩ふ於て〻中上まり命生んと

相て盗賊いるり中さ〻二つ〻の見懸て仕負ゝ出ふ

先支たけの一命と相ゝ放ら程ふ相ふ出もえ〻り思ひ依

ふるゆるれいはふ上の出意悲みいと〻〻〻改をめ〻〻也

やさるゝとやうなる面課あつたれ健康よろんゝ
入宰ふやうなり枝ねる笠と掛さる時の拵ふられる姫を
彩さる一云と平三郎竹てゝ素子と左連来るゝ
とて時家ゝれ出屋と時ふゝのこゝに新新ゝまつひ
おゝも不自由なるき拵さて朝夕の合数ゝても
三入の拵ふやうなられ姫と平三郎支姫信ゝ時新き
小神と云ふ例まて弘久の合とあゝ移ゝの菓子
あそひまとゝゝせやさられる移ふの姫平三郎ふ色
み屋根ゝゝといて例とたるのれと枝数日ねて笠と
白例ゝ引あさせ拵新とく時家平三郎例ふのの姫

平三郎ふりのゝりて菓子とくるせゝれたりる時
平三郎ふやうなる面とふく見とんふ知りたること
ふやうなる紙ふれいれしろひ紅粉と粧ひ髪と結衣
裳奇麗ふみられいゝて急義ふ及ひ改と地
小付と見ゝれて出ねる笠と長屋ゝ出ゝ女房りも
逢せ来ても居ゝ小ゝふゝ中ゝ迎先
る拵ふ屋の去ふふゝ中ゝれ引ふせ
出屋ゝ出ゝ女房ふりせ姫ともゝ新ふ逢ふて
りゝれり女房ねる笠ふ向ひ平三郎拵ゝ急ふ
仮とくふゝ厚恩の報ふ流して涙ふ流ふ

相笠姫の髪を抜き取はゝ〳〵恐怖とし居る中役人接
間より〳〵中殿と呼ばるゝより役人出合られいちと中
上殿義出来の出来ふれるゝ中役人を除〳〵れいとゝいふ
伝〳〵平三清助〳〵れ密かなれるを同新白状の
第一中上〳〵〳〵中切出るも妻子共出来情の出来
と生ふ敷〳〵〳〵〳〵〳〵相ふ出来ふ敷
悪白状伝〳〵て中迄〳〵て後相笠所罪
ありられ〳〵妻子共後三右伝を知〳〵れ逃ありて
付〳〵せられ〳〵ありて相笠切〳〵れ時新家
敷〳〵伝指中に新兵衛伝ハ知せられ〳〵も性人〳〵〳〵十人

余の辻切切元伝ふ言もるゝ一度もかゝりとるゝも
あ〳〵芝を指〳〵中〳〵て平三清後三右指〳〵れ
きて〳〵天八すありてたいたい丈婦るる見てあし
と申ふ〳〵れる人の申〳〵り

一

長岡治左衛門大出雲守〳〵ふれる人を悔る
事八中〳〵不及み〳〵申〳〵〳〵治左衛門の弟伝達太の
治左衛門と同居〳〵て三五〳〵行て安七八附ふ鄰を出て
五〳〵七八人〳〵て通りる時弓法用もとりるふれ元
方人余程先〳〵三〳〵〳〵怪怪廿二三年〳〵せのちいさき
殿〳〵れ〳〵る弓事去大中を指殺三〳〵を取〳〵と〳〵〳〵

呂一人かなさにとるくとと弧ひて静よあゆゝ行ゐに
ひ方連の内より酒小酔うる男やうまゝき奴うる仕く
ん世ヤさんとゐ碁ゝらゝかてつりと退なこれく
とうる契よ契をとうけうりたんゐの言ゐ小坂のゆう
まゝく凡先ゆりかゆりゐ紙ゐて契ををゝれ振ゆり
ひ方の義まてゐとゝ仮ゐ仮ゐ仮ゐ寄てゆよ振う
仮ゐ乗うけうり中月かのるまてなくいとて先にを
みうる酒酔を止めうり宮ゐ絶かしうる若ひとゝい
遠ひ思ひのゐゆよ花てゐ揺ひられい思ゐ人ゝに
抱ゝうをとう問るるゐうしまり相俳の男ゝうり

又かなゝ姫ゝを風ひかしうるう御契ゐゆるひとるく
えのゝくゝうり孤静よ風ひて行りえ遠乗を見
（ゐゝを長酒粕ゐ仮世乗急ゐ切をゝゝゐ先ゝゝをゐ
掛ゐれゝく家ゐとりゝゐ相の不首尾にて姫も斗非
ゝうよ運ゝてるゐうりし条角拒ゐの場ゐ変とく
く撰ゝきるゐゝゐ相の去ゐも悔るとゐ事ゐ勇者せ
ゝる事ゝと世ゐゝ有書記ゝるり

一

家康公の御娘を北条氏政の嫡子氏直へ嫁せゝめ
られ中比年（天正年中の事）あれとゐまゝ出財面るゝ
家康公ゝり仕縁者よ姫ゐ仕先出月り

かくしまて山くいをそ捨なくいる封面を遂出指まを
家康分の境目より撤るき相よ住るへとを作領
られい氏政の西義小作領る越をは英川を領作
豆の西の間くい　家康公出領みまくいは英川
を満て出目とをくしとやされり酒井左衛門尉
りくい英川を出領をは義は出雲てい英川を
領出封面りく小牽氏領下のとくるくをられりとや
りの之　徳川家いて北條の領下より撤りんや未代
御家の名をれ如くしとやくれり　家康公
笑くられをこ地い文く捨なきるせいりくく武田

信玄とと上杉謙信和睦をやのいしはは人和睦して
ひを合せるい信長も我おも一支を如きくさ和よ
戈川を満く封面をるくるこりりる去い領下
の相ありとをを場りり海海ふりり矢鉄を敬し豆
相をりけ合安方なりよ法華西を流しおりよりり
別法の大名の天人公信玄廿七家謙信十八戈之十の年氏
月必形の神なりを信長を我おも安方へ使者を発し
出を西相如とを天人公ををを間よ信長い法海内
和泉の小方の伯を皆切法く信長大勇ふるくれ広廣
に如られい中合のくるの相をを打くくふ初くする間ふ

信玄ハ家督信長ヨリハ年齢ヲ幼ク成ル故
ヲ以テ信長ヨリ信玄ニ対シ兄ト称シ信玄ヨリ信長ニ対シ弟ト称シ
世九歳ニ三年ノ間ニ東濃ヨリ我妻ノ為ニ平定ヲ
ヲ成テ十九ヶ所乃城ヲ攻取レリ小領ニ見ル事ヲ長
篠ニテ打ヲ死シ八年目ニ甲斐ニ帰ル完ル小姫
聟婚姻ヲ成シ和ノ去ル所ニシテ織田三郎七郎
ヲ滅亡ヲ信長ハ天正十年織田ヲ亡シ更ニ
其ノ和ハ乃義ヨリ信長ノ小敵ニ成ル當時
然ル所ノ組ヲ中ヲ付ケ家ヲ改シ男
ヲ為ル為ニ見ヲ始ニ服ニ成ル引回ニ成ル

没落ノ時ニ信列浪ヲ以テ此ノ時ニ陸ニ入ル
ヲ知ラズ成ル為ニ此ノ時ニ為ル
此ノ為ニ為ル為ニ小性ヲ
使ヲ乃次ノ為ニ見ヲ成ル為ニ
織田ハ又信玄ノ中道ノ弓矢ハ去今ニ
ヲ成ル為ニ信玄ヲ信長ヲ
書ヲ付忍ヲ成ル為ニ信長ハ我ヲ為ル
皆能ト自慢シ浮ル心ヲ為ル大事ヲ成ル為ニ
此ノ付ル所ノ組ヲ和ヲ成ル為ニ
成ル為ニ月ノ為ニ二月ヲ為ル成ル十三歳

為ニ於テ又子孫ニ至ルマテ一時
の弓ふ攻教されの品性を忘れて奢侈放恣
在の振舞を又人皆なの〳〵勇と言く信と年少公定恵
子の初より勝中氏改いおしも庶こるく我と言の
を誓ニ於ていハ我と共ニ強みて共ニ働きなハ安居作行
矣ニ於ニ宮ニ於ニ家ニ共ニ一致年の間ニハ切ニ〳〵
ニ小乗と称ス故ニ強ニ〳〵ニ言ハ行てニ〳〵ハ西ニ
三年ニ至ルハ西年〳〵強の甲斐信濃今手ニ持
多之是ニ出ニを小乗ニ〳〵〳〵ニハ中されし物〳〵
今ニ時ニ至りていハ家多持ル者ニ成ニ〳〵家ニ成

又ニ時ハ今の信年ひハ品ふの先ハさる品事迄
弓又氏改ニ射面〳〵て相ふ〳〵て品乗ニ更今中
西ニ〳〵ニ〳〵ニ〳〵大要ニて英武川を就伊豆三浦
ニて天正十八年三月末ニ小乗氏改 ハ十九
家康ニ射ニ出射面ニ〳〵氏改ハ〳〵品ニ成ニ〳〵
陸奥ニ〳〵ニ姫一門ニ成品ニ成ニ〳〵 家康ニ
氏改〳〵ニ出品ニ成ニ〳〵ニ出ハ酒井左衛門尉井伊
ニ於ハ備相小年ニ〳〵ニて品ニ関ニ出ハ
出一つニ成ハ一人ニ〳〵〳〵相小條英法ニ中ニ〳〵出酒保中
さる弟ニ〳〵ニ出ハ三の出ニ法ニて相ニ中されし

家康公仕ニ英雄ち度々御の法会おこなはる
る年ゆゑ年の年始をとゝのへてより後内ゝ
に出入諸ゆく山方出入今市陣屋仕る後ハ道境目の沼津
と姫路と破り来ル道境目ハ一ツ橋ハ人数
三百ゆ余り中ハ彼是五百斗の人数ハ三百の内
家康公出仕出入東海ハ秀忠様ハ秀忠
仕り出ハ御ハ三年と申ハ西ハ一ツ橋
入御中義ハ御行ハ会ハ出ハ行ハ
右の乱ハ出ハ改ハ姫一門ハ
の出ハ出ハ沼津ハ

て出ハ東ハ自御所ハ出ハ西ハ英雄の出ハ貨物と
いつる出ハ入ハ道ハ　家康公出ハ御ハ
大乱ハ出ハ御中ハ
ありと恨ひの英雄ハ改ハ恨の肩
を動ハ御井ハ廚ハ御ハ
川ハ出ハ改ハ廚ハ
ゆ為ハ押戴き恨ひ
に法人ハ用ひて中ハ廚ハ御ハ
ハと申ハ御ハ家の山角ハ
に洞ハ家ハ御ハ

繁田のこゝろとこゝろとむるそこゝろて大石をもりるこ
酒井左衛門尉殿より なれハ此方の山角こゝ此ハ繁田の
まて切こつてゆとゝ入りり 松平伯耆守殿氏改ハ
家康公の出例ハ家康公乃出服装を云て京北ハ引き時りお身ハて
弓矢と絶こゝれ 徳川家の引ふ婚のあき
氏改ハ手掛るりと出中みて 松平
りるこゝ此中よるりこゝ曲輪を 家康敬の
輪ハこゝ伯の絶ひもあくひとりて後出云序前
尾張出源双方たゝ出服をみて別山角紀伊ちと浜味

まて逢こゝれ浜津の婚の婚を山角紀伊ちと入るこゝて
井筒こゝれる北條家 徳川家のこゝふ婚のあき
るこゝのひとり 松平
出和睦みて浜ふ古岡と出和睦こて出上浜みりこ
氏改と 家康公出討面の時氏改 家康公を
京北と中こゝれ天正十一年こ 家康公元家
妻ふ任こゝれ 右の通中こゝれりこと此出任
官の時 右徳院様出家の時より 家康公ハ
出二十二歳なり 出討面の長東元ハ 毎こ実なる
往ふ 家康公の元中 こゝ長袴を出せこゝ

若し後家なし時は家より氏改を願ふべき
筆法を考へられる部分　家康公の元中おしも
行あり〳〵は皆筆法を支度して一人も元孔子に大
小ともよろこび有る分の立更一年なり〳〵奥深き
事を法人感し〳〵事りしとこ右の条憲を部伝して
記さるのみ

一　寛文八年横田忠兵衛と八木与物ら喧嘩に基兵衛ら
宅にての口論時与物子息十三歳にてあるる喧嘩
の中を分て居るうちて子付兵衛宅より彼家来
を呼出し与物死骸を入度中にて刎

尺出られ脇差二尺五寸兵衛より又与物脇差
脇差二十三尺不足ありて脇差にて兵衛
の新し数ヶ所の手を負せられ後れ兵衛宅
の門なれば与物方の門余長あり格と神妙にて
手後の家来を以て兵衛奥方へ出方所出ひ
同家より名代く新入り中入り与物死骸を
引元る手振二郎兵衛の義之列　上同に
達一位或二家遠江守より右法伝家の喧嘩の法式
出三位法にて二家の来初年にて仕度の仕方
とひ　御感よりつくふ出元之拵りるとの

義経と人のうたがひをなすべきなり也

一　常憲院様御代に秋山十兵衛作と義三郎喧嘩を
殺中にての論之義に付義三郎十兵衛宅
仕を秋山と対果しにより義三郎深手負れ
尚死せざる死に臨ひ親も有まじき場
にて対果申さねば対くに成て成といひて近所
義三郎親類のもとへ引取り義三郎子長
兄も十二歳成しにこせるにて子分又の兄弟
無により秋山子長八十八歳に成るに新の対をも
会に義三郎引取時一人の弟意に義三郎に付て三度

参り一人の弟意に秋山対をなすべきなり
切て入る程に皆逃散る秋山にて長男の庵に
さて居るに弟意に面もふしに力を抜て池入を
入て逃てにげる内に三度もなられ居の弟意に
逃にげ長に義三郎に逃くと追せきあふ溜也
て働られた一人も出合さるようにて引取り日比不義
の時に成しに如何にとくとくきるこそ後秋山
三郎十三歳に成ふ八浮宅に出仕の却を尋ひ迷病の程
の出仕にて大小を取られ婚姻の波ち出仕
義三郎に成の法れにてこそ子細なし然く

方ゟ金義して呉れ候てゐたるゆへ

一　水野監物家来水性二所右衛門ハ子ども女人あり
女人ども監物中性よりきられ或ハ其の伝系健
蔵働きといふる事みて監物見と云ふ
されり又或ハ十八ゟ成る小性を召の伝ゟ言葉みて
審ゟの伝を斗表の書法へ連行たまへ日して書
院の塀をつを寄き通ゟ兼て云付うると呼へて弓鉄
砲人弟履元御徒頭張りを通て表門へ内ゟ内院
出用ゟ義みて出新新言へ出後ゟ乗りに出つを出と
云れハ畏りゆとて見性立ゟくつを出んとしるる

三郎右衛門ゟ次男十ゟてそのゟ性の姫来兼てはとり
たるゟのゟられハ審ゟ右の指ゟを何ひ返ゟてうゟく表
門へ出狼藉ものゟり門を出へ次と呼をゟみ
切くをとりられいてゟるゟとといひゟ穀金切
徒ゟ徒の屋ゟ張る徒の者共付く弛出物信
といふて切をる時ゟ水性の家ゟ言ハ出人ゟるとと呼を
をられハ徒の者共場ゟ兼後ハ入へ次と言へて切合狼
藉ものゟ泥と女人ゟて切止り弟履元ハ屋の塀乃
新ゟ出ゟ張ゟを徒の者共弟履元二階の屋の上ゟ
人付徒ゟを新へ出ゟく呼ゟとゟみて結ゟ監物

一

つゝ見を供ゝれ小性の組のつゝひ徒の者の迄長右
衛門ら被成候ゝ被仰付候ゝ家屋敷も同じ様ゝ
ら被仰付候ゝ被仰付候ゝ家屋敷も同じ様ゝ
しるつゝ中され候ゝ家屋敷三年右衛門殿の子孫
迄ものゝ中され候ゝ家屋敷三年右衛門殿の子孫
たの長ゝの男ゝ中され候ゝ家屋敷三年右衛門殿
寛文十一年辛亥九月九日御別家の御旗奉行ゝ
仰付て歌詩の事

付れ山去　平川八ゝ兵　付子　松下伯三郎　伯三郎十歳　年右衛門

右平川八ゝ兵松下伯三郎も元八奥別当法先ゝ

加賀或ゝ御家の子ゝ右の者ゝ元ゝ歌詩ゝ法
にて松下源左衛門ゝ家の士ゝ又侍衆ゝ平川
何系ゝ書ゝ物ゝ或ゝ御ゝ有ゝ
ゝ平川小膳を給ゝ御ゝ平川ゝ法を
ゝ松ゝ我ゝ御ゝ歴ゝ
ゝ御ゝ
ゝ御ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

死しける後彼者共不信を抵抗し終既死と復讐
さるるも不及其日来只流る松下の首を手て又
忘れを時させんとて高沢寺合て御不お果り
その後武弟お捕子細あるて会津の古護獄と我と
公儀へ出る石別表といふあるて去百石拾俵て
その地より雙葉しかの日葉内葉物いはれ下りなを
出元三りて　公儀向も例不あり弟彦御子松下
源左衛門と出奉いたるなく如し後武弟お捕石別
まて側後お出しかのひる新岩屋といふ墓女と嫁
めひさお岩屋の後お男子一人出生て是と物三所と

いふ御子源左衛門と会津へ知子石を以て
石別へ供して三百石お取り松岩屋の合張るとなる
出いたるしかるなしされども源左衛門知恵深き
者故行末を慮て彼へ子孫と分ハまつしくなん共知
とれてこそ子孫のあるもとなるしかんと思案して
時流御子に成へ言ひの御しの斧と日来の松をいく
を御り出しられいに成と思れ御へ出て三ヶ
出へしとあられい源左衛門年代て雖有只ひ返
去しそ後表無を三出んとする時別後の恵既栗田
三所三所といふ石別に為めを尚後の物三所義

妻女を引具し京都へ立ち退き後年月を
経て元服内室八条殿小弟一条殿二所を使ひ江府
に召り赤坂田町とて下屋敷を退き尾州
英門光義公仕へ居るの奥方小弟二所ら母方の
祖母を名を小川とて出例とき女縁のゆえを以て
下御ふ物三所を十二歳なりしるゝ麻布を炊ひ
ゆの和を病なれい新人お豆腐者病ひて去却こる
如ゝ小川八ゝ元服人して御ふ添を無無来る
ゆを以て天のよりる知と思ひ寛文九年三月廿日の
夜の刻小松下ら宅ゝ来り物中とつゝられい添を無

自分ゝとおゆひ御と同八小川八ゝ元日を後て小張
小ゝ四月廿日我親の中ゝ知つる遺云ゝまゝ世を恍惚
ゆなり元服八宅ゝ忘れのゆゝとゝ
ゝ兵一討ゝ入りゝ来ゝ日音ゝ聞ゝ来ゝ其序小
張合ゝる町人おゝ来ゝと迎数ゝ来ゝ陳小八ゝ元を
逃ゝを知ゝて三逃ゝ三悪ゝゝ物三所
月を慶て和後ゝ我打ゝ居あゝき炊せゝ左小こて
討ゝ来ゝ物の三ゝ来ゝ物とつゝゝ思案ゝゝ
上方ゝを入ゝ来ゝ毎ゝ小疾と対面ゝ来ゝ元ゝ仕小
月和寺中を探ゝ八ゝ元ゝ首を元ゝ討取んと

思ひ祖母の小川よりはやかへりなれば小川もお人の多さ
極き知らしと感じ別中信のみちる岩淵角太郎と
いふ浪人を新て京都を通り所ひられる毋乙おひ
張りあく悦の内ともも又独備をしうりる角太郎も
急角して帰をたる又江戸へ帰りる後に物三所は
一大事と知をしに事なれば新蔵武左のたけこれと
ふ〜きを知をたしうりる後より又石別小袖しうり
別後の兄八郎田の者をお縁してみしうりはう
江川を人知たる者我に仕ひしう者と物三郎を
守ぶしう年を経ちを新代りおさしうせたる八月

中旬の比京都へ上せる乃中掠別る掠を取に
思ひうけるく江川八〜元慶三信より如何〜と八を欲
て世を帰るけしきをうんてたつと思ひ多人遠りや
とうく〜元子銀ひもなき八〜元之まうり急き京
都より物三所宿迄九月廿日戌の刻牛より独去て
花の江戸を通りられば物三郎大よ悦ひ我の帰るを
待うりう三日八先人支度待く設けて七日の夕風小
京都を出んとせしに毋体てやりる八新の歌まの行う
ひ人おひまい八偏よ天の法和復与夫の冥加信るを
別京の如りてたやりるて対抗し絶り英京の

義文の作者と云まして今世の新旗門葉の面を
あくまで給つて何の益なきの事なん捨さるべき命をつとし
再び世ふあらんあるべきに思ひのこす不覚の上に後世
を思ひ遂ひけひ付負さるるうえ立て付まんるを定
なれば汽と心を定て潔のく御負と変へ如何なる
歎めのくと義を出さく者をきしとして強めるひ
る激ふひ世義と中い屋去さも武勇の名を汚のひ去
覚たるべ物おの孫娘まてれ下られいかくのとく
如へしは屋到を海仏して出さくを自ふる撥に去て
小郎よ宿して体見べ拾三日ふい物三前肌子涙

性子を用さしてを涙二人る撥の撥下を堅接まる
しられた屋ひさりりを自色たや夕陽ようつり美
望ふ及ひるの義を振ひ振人と為ものとくくり
何人りてはやらんの行方もあるい為ものまて一きを節
以相方者の来ひるを自の義武なるとお涙べ又時乃
支度してそろ〳〵故川よ知られれいの上別年子
かしこるふりるあるこを何ひ歩行る和と来給
ら虚二僧一人御布をして茶色の白本絹をてのみ
本刀と長源源ひるを出とり町の行振をもつと
あゆ〳〵来ると年長つまく見あるんと思ひる也

物三郎はきつと同くそせされいてゐもとまひふ
迫付て兼て定めし法のごとく平左衛門行服をえぬ
振して亟り扶られいたいたく同と雷て物三郎を
虚言偽とつとまとう遠ふ金兵三郎ゑ藤ゑ臺を
物三郎ゑたるゑ沢よ抱くとり弟後十二三るつゑを
亟て板八ゑ元と中ふ元の物三郎そゑ〳〵と行遠ひ
三郎て穿をとをるハそ方と西川八ゑ元とえゑ偽
同ゑ沢よれそれて元合ゑいゑりゑそ松と出家
沢つとゑるとゑとゑゆるまくきゑ兵へあゑんゑ郎を
松下源左衛ゑ三男松下物三郎といふ時生年十二

兼之年来ゑつゑ〳〵思ひ〳〵今日めゑり亟ゑる
うゑんけゑり時ゑふ小徒の方出ゑを志ゑと心ゑんゑそ
弟ゑ三郎兵への伜ゑ歩ゑて肩先ゑり細縄ゑひく
切付〳〵八ゑ元腰よ中脇差を取せゑ抜んとする
和と平左衛ゑ二の方と歩られい後へ飛る時逢へ例
きんとする和と三郎ゑ藤ゑ臺ゑりゑりて兵を
切切〳〵まて切れぬまて和と物三郎脇差ゑ〳〵ゑを
三方ゑ〳〵めとゑ〳〵ゑり板物三郎を抱女人の去るゑ
手をとゑ沢ゑ歩兼寒ゑ沢ひゑり強ふ釈の旅ゑめ
内ゑ〳〵堅固ゑ対ゑて手ゑ〳〵ゑるゑハため〳〵ゑくゑと

故郡のこうり内法教目の評判武士の家に生れて為雅
実加なりと法人称歌しかり又八こ元已れら親の遺
云ふ但世添を右墓を付し事月日こそあるべきか
三月廿一日より付しまつ何の思惑もなき死なりと人々
中行くりて死い去る武お博の忌日と釈の遺云と
いなるべし徒捨怪なるべしさる事と嘆りなるべ
思惑のあるべき義智勇義彼さんい初のときに事
変ひいなり郷如しん法味のあるべきまつに十余の
川ふかまりまつも頂せ法小徒と付き一事に付し
ひ者なり根物三年に出る概ふ帰義一偏乃事元

一

塩を永井市正ひ中とさるべし中りれい却て薩長
より彩り系新大坂の出性面と消一同月十八日ひ戸ふこれ
ある新新中へ志りしのし去花と中きしりり
寛文十三年志面伊賀ら信俊（法名信流と号）新来海辺長十前
義長新物と言ふ去年三退中ふ付伊賀ら三彼し
女人の者と称てもも新中の面こ人合法者と付元
中へきせ法中海ら新ふ長弟こ元尾人伊三宗とふ
者いと安へ付中へきせ原中に原つへ徒へふ女人して
女者と付へと中付られる翌年十月十三日より濁川の
侍と一月寺こいちふ虚三信泰純一両一樹三宅三巫

ゆゑに人はちをはるかに海の一面を眺望して千古と
ともにやまりてこの詩をのこしたるかと泰純
を塞り支りをと泰純もかはりて一面の生涯を
の者ども又は勇名を命ずるとの一面の作品を
を後世永武名を遺したいふは衣の時佐野氏九郎
みづからとなれば義人遠方むつかしく如て　公儀の法法
よりの猥褻者よりの如て人を殺せ　左出仕をよりの
とをを怪をの詩をのこしたるを絶て

治要素抄巻十四終

治要素抄巻十五

一

古波山城を奥州をその小伯を伯義の志似を絶する者
みな或は山城を留守の長表の長をの巨燈のごとく伴の
小場をありて毛穢を有るをは一就綱之をあげてたき
をて伯義を流通習の去小納戸の去手奈同を見の
殺れるを表の方法の去見を使て法の去見をいれとして
強をて　をを人長をの際へは行て出りをと
をる変小知せられいをを上をと強き明和小去をる小
をの屋綱乃具毛穢ををと係小をを使て通出

されども出陣りまくなられい相もなきされども
法しうと姉〻ひ弟ひふ奥〻りるはしたる人孫
るの極の下り遠出くされらい喧嘩と相ひ中
中りは親戚奥の相云よ結といひるものもみ
られども一云ふ言りのありと人〻さ〻屋き合葬
も海ふ死身いふまりきるもと中りと後悔された
論ふく病系と称して出て徐よ帳と取ると為り
仮物の産奥よたふれるもと中ども品意の有べき
事なり

一 波意仏系 俗名をもて万ぬたし 松平大和守三百石〻〻海出れ

る也りと勧め屋ふる〻法〻りるふ法ふみ〻ぬりの
仏法之年の意嫌ひの若ふき法者の波意
をもふよりけんとしられいの和ふ不奥〻てそれを
中〻世意の仕業之法〻るものとふよあもんふ相も
ふ〻とふ思ふせきふる弟法ふも程〻祝ひ中ふ
と元勉りられい塗の弟法の弟仏乃ふ産安へけこ〻種デ
と意〻は関入去りの〻い見怪み〻〻と中ふ仏も実て
あふいせて推系と脱ふ種と手破りて弛入んと意也と
書乃学身見いの弟のもと中入て扱ひそふ〻海
られとそ海納り邪〻大和守の年よ生〻られい悪〻

思案みて武士の左右ふる振ふ長刀を振りひ場中へ出く
ちゝぬきの二回例の祝ひの世業にて人のさる事なれい
吏とうゝゝなふ舞る事を不作味の去之ふゝ味を出
ひゝとて浪人ゝりて浪人ゝりて浪人ゝ東水と号し南
八十坪の町家と偽くゝ張るる家柏の手海と云る
友法人見と云ひ賣子とありて手海に学ひひ
人よ付くれゝゝき吟みる柄も宮人あも宮人の大長刀と
柏ゝく左ふ無三るる九郎人柏をゝ大長刀ゝて
背の無芸ゝ七刀も柄も宮人あも宮人と中伝ひとひ
りれゝゝ三ゝて無芸と養ひて妙形ゝ吟るも

あれ行るもひゝゝひ長刀と振ゝひ場中へ出く
討死せい我と付ゝる無芸ゝ七刀とふ抑して前ゝ添て
実接ふ入ゝゝ別浪の歌と死ほゝ名と揚ん付ゝる者
絶歌と討ゝゝと熟功ふ形ゝん名れい寄ひて知至
又ひ七刀とつゝひ寄るゝ三ゝて不ゝゝゝの長刀を
かゝゝと自中ふ吟りまりて人せゝと三ゝれ左ひ
七刀神社へ奉納ゝ奉礼の左ゝと人ゝられいれのり記
ひ人ゝゝゝ人ゝゝりゝり或時表居の見袋屋へ屋敷方乃
中るあゝゝの見袋と云ふ事りしゝゝゝのゝゝと
お送ゝ無奉ゝりとて後三ゝりるゝ事ゝと一ゝ二ゝ

いひ募りて此編に及人を多く集りける中に水に強き
と聞て小者を人せをきしるに者三人ありけるの様と
聞りられに推参奴奴なりとて大小を持て馬と接し
妻へうけ出しける謙所小伴家云小吹醫師なり若年鉄砲名人なり仕へ二百石
しるる三ありていまる組へ接ひのかと呉入られい
中間分に病人の事こて出来ぬ武士の筋に出接ひ
なと妻へうけ初大哥の人を押退伴の中なる呼て
家内に居る組の所に居て左右の推参いるせまし
所論るし今一云ちに前を例しとの力の得えとの
ろけて法をる事なるこれを入て却こあり出る
ひ

ひこれなと達く流云とい中なるも奥と呉し出
自分接ひのなるてなしといられに出自分とこ
意和の奴と既より力を強んとしられに中なるも強易し
て小云をいなくこ三逆きなると者ひ小人組月約支
なくも出なる推てこく押されたる水も三度
又猶云して流見を流ひる組又家雲東なるなこ
来り相も一奥奴なるとこもるといられに時東水
りこ家雲出安人人の急ける弟分のいりなこの乃
急りと出に時いるなる楚人舎頭相なりとも云者ひ
忍れとこいるなし出今組小の急りとなし出

遠敬しひとたび新たなりていられい宗雲もあきれ果
てゆりしと世ふ宗雲あ後之中るはたしたゆ怨いのそ
と宗人第ひと偽しりり余りよれらしき事反書記之
亀之年ら秀吉番源ふ前も業ふ論と慕ひ紫しる
ひしら初めて対面の時そえ出出来入に反来とて
者をを年反出されいあと中る反敬往法歩と
扶持しる時年反来いるれたるけものまてい出
第後の無へあるくやりるとれり相くれを思敬男
ひとまさしと人混り伝作も落くれしと中りに
過人の大敬祝して見みるの前論古人の為云論し

一

かるぬ禁めるれしを書をうんていりしこ者をまるの
るれいら花ふまれあしりえ変しるるれいほのいまめ
みと幼童の年とをきた弟のしこ之れるの反来
親類縁者ら的知のりのるいたるけの不とも宗敬まい
くるのいさるるのもてみこ大和もの思恩論ふ法人歳し
りるとなり

一

国ら系出源の義石間治部お補三歳八細川出羽と味方
ふ初め同心なるきふ於ていい丹後要国を之の城を細川氏部
お補義春と攻そんと係をめくし同要宗津の城を
なりし一色武部を拓き奇襲をそしてはくなり

りれい殿の親族の思ひとなりる或説ハ細川義春乃
娘婿こりれいこ殿寄ふ中りる細川義春と其子右兵
を味方ニなきてしと新りる武説新恵の強き去るれハ
三殿秀頼公を奪ニんとふを名まして己れ天下を奪
ハんとまるとなるも知ましてなりと承引して
始て使者をもて義春右兵の方へ寄ふ中さしる表
示を国の厚思美たるりを以て秀頼公の
味方ニ属しのみしとりれハ細川又ハ或説と
こそ味方ニ付んものとと思れる都ニ知て来乃和
るるるれハ近ニ及れるハ伝聞ニ有りつるも

秀頼公の味方ニ属しの中へ去るるハ方へ来り
の〻封面の上書ニ記きを強り中へとありれハ或説
見を使て大ニ怒りて始て忠興方へ行んと出立る極
右兵ハ又義春と一色と田色の城ニ味芳東国の味
方ニ勧めて引取ハ計なき時ハ急ニ討果し三殿ニ対
墨を引へしと密使して伺ふ所ニ義春
りれハ右兵封面しく中りるハ出色ニ〻〻思案を免
くしり筒せられニ右国のる思を教せんとありひ
秀頼公とる三んと思ひ強て出ん三殿を討そしの
へしそ居ハりの三殿ハ記を推量さるニ秀頼公と

守之丞といふよし事を奏して御くせ者をれとりふ
して彼と中あしき佐大和と元し後日に天下を
奪ひんとする係こゝろつて　家康公を欺こし佐大和
と戦ふして関白秀次公と矢ひきり施策令者を
倫云し浪人の身となるさしめき兵を徒掠ありも
やと拳を握つて中されれる一色伊丹とて大膽なる
いひかうな東国方こそ必に秀頼公をあきらめと
して自天下とも掌握せんとの策さし後ふりみさ
んゆるにつくこと如とや合大阪の雪る思と秀頼事
莫大なれ孤君秀頼公をもて先秀の思と敬し

きんと思ひ一命と廣苏こうり怪ん〜太閤と猛石こう
手〜とする秀くと銀ひて来辺又ふ厚思と忘御
し方を考ひん不仮さこと行くきあくやり太閤公
ていられさる廣云之といふんこう秀ふ河ふ陸ひ東国
方に厚し太閤と云されこと中され〜公一生の
和に家康と拳し思と忘れて敬こ秀こる東国方
まんふせ〜とて云限さ〜太閤と付んと考る御こ人
りる打兵に海の中ふ刀の柄太閤の後へまつりてあり
あること彼に出是依後とつて去元とんて秀ふ風情
いくく太閤の後へ立りて刀と握る御こて立て叢き

さ毎ふりの柄をとるものたの組くまられいたり異ものく
抜打ましりける武装を引抜てをりられども右異二の
たりまくさ三間二つ内歩別くそ〳〵如りり一ひ人家
来ともけるをと皆てるを付せて行をとら初せんと百人十
余人の伯とも面もふ〳〵き切て入嗚き呼んく鎖山細
川方ゝ六七騎伯波有右武義を出んとしてそれ者番
の伯を塗長刀の鞘をたつ〳〵後様能ものと進ゆく
打て出お鞘をそるる内色の伯家中皆付て家れとう
しと独合内おりり攻られ一色ら家来ともを人を
討〳〵柄を義人討死〳〵りり事世ゝ隠ゝるられい

三柄皆て行を消し大坂表の伯大名ものを先ひりり
らつて三坂中りる人細川又ゝ出人表の思を忘れ表れ公
ふ者き来国ゝ法ひ一ものを討〳〵日暮きる業ゝ上
ハ逆ゝとい〳〵一ものら姫ゝこの柄を義ものれいをき内色の城
を細川義孝を討ゝ〳〵不義を乱さんと軍義〳〵く
山崎来淀毛利義掛三河ものゝ内色後ものゝ下部合 百三
千余の人数をもいし内色の城の義孝を七月廿日ゝ
九月十二日迄攻りるゝ 禁中ゝり出ひりて軍を教〳〵
りり番細川幽斎ゝ人〳〵ゝり

国ゝ系の義大坂ゝ伯ゝ軍議して野表表東軍

一味の衆と攻戦まて〳〵と伊勢攻寄して安濃津城
信濃守信雄と共攻〳〵して安藤宇相模元
宗戸伯耆守吉川廣家以下都合三万餘八月廿二日
急よりとり攻られたる城二方は水際さたる深田城云
岡と合せ攻を矢を射かけ鉄砲うつ〳〵打ぬき
容易に攻落さしめ根もなく攻あくこと能はさる城を
蒲田信濃守信雄は独り小山の山際よりとりかけて
信雄は大坂より多勢を以て昼夜攻〳〵と責寄る
高虎をあり首より東西の敵場をかけ〳〵まて安濃津
張られい勢弱敵強安〳〵とれは東軍も難義也

いそきとかゝる独より武勇と励まくしとみて江刑
大庫の衆を分配たる系兎をおかてしたのひとり安濃
三刑吉田より私百余騎を拵へて後海まる私沖中
にて大坂方の私大和九郎大隅守軍私小船を乗
時に九郎兵衛武者大将蒲田与兵衛を引けて押寄
蒲田勝つ敗軍なれは私猶小舟をとりて乗
征伐の時に九郎兵衛も某と〳〵もに乗おくれ
合戦に勇命を義をきるの敵を志〳〵を長田ひとり物
けつ物られて月出度なれ共も高虎
きてとも文とり拵ての奥絵をなし向後のあれ

術金ホうハ人なのさ〜と拵ひ〜ハ〜も宝て人も
笑も及たれんとする所る姉ヲまひと後日ホ伝ラ
人も知ラ〜ハ思ハれまし〜と爲ん那の奔を仕く述る
ヲて九鬼ら軍会ハ城と思ひ出先〜と拵ら鎧と
ときを後ともたるし稲葉ら私と天拵〜毎と
私御てたるうホ漕ら迫られハ爲田ホ於ら会乗とも義
生〜ら知ら知て好風ら帆とて〜急き稲ホ言那
津の城ヲて思ホ自ホの鉄を要言ひ〜く
〜て拵へ〜られなとて浜ら津の城ホ入る〜東の口を
塞ぬり共ヲ日ヲハ城中ら会乗と知〜て西来るの

御蔵と焼拂ひ〜ら那ら像ホ風船て町屋ら大稲りて
一時ら焼ら〜る完ヲ伝稲ハ拵ひら三て東の門ら坂を
る所於ら系亀塗退ヲて寄てお兵ヲ寄ヲ〜ハ完ヲ反
と言〜ら所於ら系亀ま〜ら〜と〜る契ら居て
豊時鉄ひ〜る完ヲと〜て寄体ら所於も深を
頂ら れハ引入ら〜ら系ハ麓と振ら西南の口を打破
ヲ三の反〜孔れ入んとら〜ら会陽き鉄ヲ〜ハ〜も
鉄会震の〜〜なるれハ味方孔ホ抜て敵先ら〜引
那ら毛利の奇会付入ホせんと言ひ〜ら爲田ら軍会
ホ上田吉三元と〜ら気者ヲす余ら〜る元系三反八す

の大勢をもつめうつ敵の矢ばりてこの丸へ入んと押廻
りるを中へ破て入ぬ方八面に散て防れなきものの大軍
一人ぬけ出てこれと引退て城門をとめりう
されども尚猶山もり強炮石火矢を打かけれい矢余
丈もるも打留されれ西東もの余煙吹かけ城を
先うへ入へよりる城を信濃守丸の大手より攻て
命を限りぬ戦ひる程ぬ作く孫市安塚平八郎未熟
侍大人格を義つく討死しり丸志摩守池田勝三郎
言の敵を退散して篠田上中りる入雑兵の中へ掛り落
入へうい丸より入へ出自害ひれと深めて又防を戦ぬ

深へ篠田い丸へ入んとする敵へ毛利の兵士中川
清左衛門とい別の者共の母衣と無茶毛のるを言て
伝流ぬるう作へり退きうて分入せんと大勢押来り
しうへ篠田い元て逃し塗を打ふり寄掛つて分ぬるみ
入て命を限りぬ戦ひる敵へ城中より矢羅の弱武
者徳嶋の濃へ中二度忠義りて威しうる市月と打
ける申と矢へ行藤の塗を退る篠田う矛ぬをこ如て
働き本中川を寄数へ人ほと負セぬる敵を退
散へ塗引捨て三つるる程健兵城ぬ入れる員を警
して威しりる篠田い宜て分ぬ防ぬ性なんと思ひうの

彼武者ハ左京亮の内小性まてゆくと云へる者に同しけれハ
常て見知れ中々同前の家の子ふおしほとに内甲をを
見入けるに年の頃二十はかりとみえつゝ眉をぬき化粧して
紅粉をも色とりけれハ少定女に相似りと思ふ冨田
不審に思ひて立寄て何ものそと内甲をを見入けれハかの
武者冨田をききつゝとらへてうちに假わいらへて討重ていはく
得てなくしもなとと思ふをとみれハ冨田の妻之ユといへハ年の
事ハ内討死と覚しきより同し場所にて様をなく討死
せんと思ひ形を変して来りしに再ひ内同しに見ゆる嬉しき
中とおもふなりと涙を流して悦ひける信濃守も涙を流し

内角といふ城のみかくかかる備へハ仕かけて出くることなきを来る
走りこと却兎へ伴ひける比奥方ハ深田安芸か娘にて隠れ
なき美人なりけるのこなたへ色濃く近くなりける比度乃
備へしさ諸人を勇まし家を盛しける梅之助の軍士皆
来るをとらへて稀くも攻れ先城をも之ふ属せし陣を立
ちり散しし諸ける放虎にをとおし返ひて打ぬ日の手柄
を宜行策をもつて仕寄りける翌日先立射手る体に良く思上
人のあつらひまて和睦としの城を渡しけれハ前田権守
中沢民部山濃右近清とりて毒を勧めり信濃守夫婦を
同前の一身因当彼方より引き塚に入られて居る体也

けりなる国ヶ原平塚の後ろに出て戦功を感じ給ひ
伊豫守宮和泉守に桔梗の紋を授けられる扨その先
きてうりん伝流ちの門に流れり

撥とのく伝流ちとうんく孫とを伊豫のとふもいのち伝る
撥と伝流ちの内室平生陰の警衛もみまもられしを
必死の場にての働きに寵愛の武士なども揃はれ一
代の美作よりあつき事也

一

蒲生秀行とゆい幼名い忠落千代後に蒲二郎と号し
蒲生氏郷の嫡子にして蒲生宗家の仕業めく
家中二ふ分れ大騒動出来しそこに始より別て

百五万石の会津を与へられ十八万石にて宇都宮へ移
されい伊代の伯父も会津より宇都宮へ移
られる此秀行より寄ふ自筆の状と使ふ指
令状なる蒲生家の伯父もよりきをしるい伯父もえ
蒲生家伯代の伯父一回上杉より謝ゆるも番出いたる色
此度秀行の宇都宮い一の手先なるを以て関東の先手
として而之首のうちを抜て家臣表切をいてし
如在のこい忠義と出ひ〳〵とうくいれる事生実録
初寺村ず左馬とふ 是此方内志賀之助右衛門布施左衛門和地
玉之丞右馬小田切四郎左衛門の四人寺安田勘兵北川弟寺

いつまても秀吉の書を拵へて西海へと送りける
を義昭公の内書なりと偽りて永吉なりと云ふ
なり中併へいかなる人の孫を哀れみの人のあるべきとは
思へども古今の内思慮なきに非ず南蛮の恩を結ぶ
表切に不法なる諸国の人今一天下を欲し結れ
亀ふる事間なみに時に臨み二心を抱くこれ人情
武士の和睦なれば去方なるべき日なれども出一戦に及ひ時秀吉
出張なりと及れいとんをいとをとるとおしもをあきら
くに見と出思敷しと思られ表切の義に出先に中れ
べ秀吉も実もと感せられ笑人孫弥しるとこ

一

中納言秀秋関ヶ原表切の日秀秋法師と同しく
暫沢津の城を攻落して美濃に出て南方山に陣
営を構へ栗害の山を堅として拠られる和と関東
徳永法市ノ佐へ藤堂和泉と云く法乃妻へ出張しる歌言
の法軍を味方に引入へき智計を働くべきなり伊
ちく徳永武治法市寿昌ら方ちり南方の孫宣左馬
亮を使として伝ちて天下の安居時の運命来て
法乃の武勇を軍一味のんきしと云して麾下に屈せん
事を彼に和と出辺ちりて秀頼の意伝もなく不審
なる時いちなる出不時なる和睦の中の時り

宗の見解とおなじきあるべきなれば一流の義もいかんと
おぼえ候へ有之の一たちたちの一流の天下の人々とい
ふ流儀といひ名字といひ出辺よりてるいたるいたるいたく
出来候ものの志し深切よりおもさくきりて使者をいてゆ
へ今影響ふかく切に安堵のうへ三ヶ遠又仏
祖の出生も遠遠へ免状なきの限り紙を認め送り
り秀秋の祖宣と称不く呼人対面せしに祖宣は三鳥帽
子小大紋垂髪をいたして何をしり秀秋申されるを
承 内府とは日来別して参ぜよ申上しるの者共
内々仕方より使者をもつて申上と仰せ知て五雑

なりは去なりに今の仕合も心得難し天下り
味方の去なきの者共承引仕事
もあるべんと法師の武士附属に移よ系れしの義を於
て仕ることを系るまして上方の使者は苗字正しき
家の子なりとて言ふ者も他の使者はの和
富なりとみて祖文を出されるを祖宣頼りて法師に
乗細と流られは法師つくり只乗して見一向に曽さ
なるとのうはあるに一流武士の言語と合て申知ると
えをうり今一度使者しとく使永拝を以て
て法師と申合めの祖宣を出て仲の祖文をきし

りうそ法秀秋をさそ[illegible]かの行くへと思へるも法華の
思慮よりの不遠形くに仏書[illegible]東国方に属し[illegible]右衛門と称
さくきとの神文を画判し[illegible]行弥ふ右衛門[illegible]引出物
として拵物より巻物とよく右衛門[illegible]美今[illegible]牧場の
る形くに法華の仕様[illegible]と恢ひつてき宮寺[illegible]法を
してあく市出馬あ[illegible]せものくと中[illegible]れば出来恢斜なる
法思召りとこそ法又毛利秀元吉川弾正の[illegible]元吉根坂
中賀大輔安治川左衛門[illegible]祐右村本の内[illegible]利綱[illegible]神
池田輝政浅野弾正長政[illegible]を[illegible]虎[illegible]合戦の家中に表
切と仕るべきなと内意せ[illegible]れる池田浅野長政の[illegible]大ふ

恢ひてそなかされ[illegible]浅恢[illegible]
中[illegible]しり保て法味方[illegible]軍功と励まし[illegible]
大[illegible]の命とあふ[illegible]
変こそ武勇と唐くし[illegible]
所[illegible]りて天下の[illegible]
終に天下の[illegible]
法[illegible]
とのや

結城右衛門尉秀康[illegible]津[illegible]

れハ一りゝ系譜也所ゆゑ　神社ゆゑ
拝ひの方ゝを分て也所と打ゝ七万余陪ゝ
とさゝて切くゝるゝ雑沢一匹ゝ系図七歳の人ゝ
系譜ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ　ゆゑ
ゝと日くゝ強さりゝ家康公尚年二十七歳ゝ
くりゝ出武蔵国知源ハ御又　家康公出生又秀吉公に
仰させのひりゝ女使を系譜ゝ　ゆゑ系図大乱ゝ
家康公尚妻と引拝ひゝ長住りゝ為ゝ拝ゝ家
見ゝ出生ゝ女系ゝ日と遠り中さんゝ
ひりゝ中度ゝ一合戦住ゝ出国ゝ

中や又ゝ方ゝ出ひゝ出生ゝ家ゝ
りれゝ系譜ゝ事ゝ出使系図ゝ保羅虎ゝ其人ゝ
（住ゝ中ゝ　家康公ゝ住ゝ出ゝ
出生ゝ系ゝ住ゝ出ゝ
一戦ゝ戦ゝ　家康公出生ゝ出国ゝ
ゝ時一戦ゝ住ゝ人ゝ　家康公ゝ
出ゝ紙ゝ元ゝ中ゝ中ゝ
りれゝ沢ゝ新沢急ゝ家康公ゝ
稲葉系右系ゝ見通ゝ沢ゝ上ゝ
ゝ教代ゝ沢ゝ

案内ハ能知たり城郭の様子をもあつて早く稲葉ハ
本山ニ在りけれハ尾張ハ本山ハ石川備前守城主として也ける加勢として大将ハ清洲ハ岩倉の城主竹中半兵衛守門同郡上の城主稲葉伊予守来迎
自通日来岳二通知友在出ハ小牧合戦勢一万余人ニて籠る定て城主ハ善く数万有るべきも在まし
けれハ究竟の能深きより押寄て手痛く攻る程なるへいかり
別勇の稲葉なりといへとも無勢とて大将たる事なれハ
途方にくれ遂に降参し城を渡さんと心定之時孫敵たる
猛威を奮ふ斗策之と云を度し今度鷹嫌し合せ去を度る
濃州ハ稲田ニより今こそ今度ハ能深より長滝迄へ押寄けて
の去すへ指揮て来ハ松明篝火など焚途廻なる細にを守護
則其境より出でたる所なる小城尾張福島も同様稲葉ふと行

之城有様しより是ハ人を加へ稲葉に味方する上ハ郡上
の城を攻らる事定て三男の亀井伊勢守の方よりも
去を度今度ハ急ぎ能備を以て中を取とへとも今度
笑て路次の途廻を経て国境之あたりへ充して引取と
いかなる足へハし詳急之後の趣へともも角もあれ是非に
出ぬと去を度へ中を出けれハ笑や是ら男之二して寺へ入る
今度ら郡上より吉田孫三郎として又郡上のものなれハ到是
を案内して尾張山より郡上の古田山へ押よりて城を同の
下よして九月朔日の不天小長滝よりと攻落る城中にハ
稲葉ふら来り修理亮稲葉去依入て斗勢ちせしら不意に死

岡の歎に城中驚きあハてゝ後られと呼ハれとも相手に別
每日宗徒の者共ハ皆本山へ供しけれハ只十二三方ハ
差おきれ果て居けるも修理亮中にも宛覚えの切不
を持ちけるも一支も済ぶりして敵をも城へ入んとする世にもの恥り
とらへ生涯の精念何ちも是にまさらんやと思けれハ太刀
入たとて彼も中よりも承ても手ハ其されとも実難りたる
者なれとも孫の色をいさめられけれハ修理亮も楠正行
色ひをかしくたるを限りと郷戚の遅を見て五枚甲に
統をとメ日次手別し十文字の鎗引提城へと押寄寄て
出れハ天晴剛の者と見えて米落左衛門那波七

左衛門中村左衛門太郎只二人城山の切岸を掴て登き
ける梅花攻にハ屏風を立てたることく岩石の巌た一筋を登る
大者なれハ其手の軍兵ともも攻上らんと勇めとも二人と
双もの叶ハされハ只二三人の外ハ皆落てつかんとして払へける
得ると城兵中村か鎗先へ只吉しへの東生篠塚か働き
よりも手痛く寄手ハ其手柄もして入へ自ら乗に
那波も続て既にとりけれハ其ハ先へ敵兵余されて逆根に
落まかり後へ続いてよりし者とも皆基倒しに落重
て歴々の飛深武者共味方の鎗先に力に弓ぬかれて手負
死人ありてさしもの若を埋めしとそつたへける中村も又

皆ひよ刻て入江角八面ゟ戰ひ終ゟ討死しけるる者ゟ
おこれゟ行を消して漕ひ入者と有られい其海邊波荒
たゟ城中へ引元るゟ時者ゟの軍兵如城の海へ者
りるゟ大城城ゟて柵の捶へ数しられい容易て攻入難
なく並居るゟと城中ゟり人海一ゟ鉄炮と打る
ゟとあゟ矢ハ一ゟもなく打倒されるる合戰人ゟ
牛九江前右馬七井平物所雲仙十郎も打敷され
手負死人数を知ゟ見ゟゟ合戰も言葉ゟ
ゟ漕ひ引元る者ゟ敗泥深ゟ城ゟを心ゟを宮者
ゟり城と城城ゟゟ付とゟゟ漕ゟ者ゟ味方

敗ゟ引元られい言葉ゟ敗ゟて強ゟを元ゟく引入ゟ中ゟ
ゟ者ゟく城深ゟ牧諸ゟる和ゟ城中の強ゟ者ゟ城ゟ海
深ゟ結付て動ゟる斗りゟく人ゟもせゟりしゟハ量ゟ
ゟりて強ゟ者ゟ者ゟのゟゟ扱ゟりて味方の海ゟ
漕りしゟを城ゟり見ゟを入て付や者ゟゟゟゟ鉄炮を数
ゟく打られ者ゟ者ゟく引ゟりしゟ運の強剛のゟゟと
見へゟりゟを奪ゟるゟハ和ゟ見ゟゟり大ゟ押寄られい
搦手の搦質ゟ安て華ゟ城へ寄ゟゟ者ゟ見て
搦町ゟゟゟ和ゟ者ゟく海ゟを入て者ゟゟり扱ひゟ入ゟ者ゟ
俵理兎ゟ古俵ゟゟ者ゟ出人ゟゟ右ゟゟを者ゟ者ゟを

接ぎとりて戦ひんとおぼしてあはゝ正三ゝ位ゝ扶ひ
の取いるゝも仰小陸ひこれをり番組中の尼ゝとゆき
りるゝ係源ゝそ兵ゝ号相太山ゝけるゆとゝ云きゝ一家見ゝ
とを敵の囲ゝ歩ゝ使ゝと出きゝ招あられい楽し
炬ひ五ゝ小宮伝三郎といふ者をゝ和て乗石肯ゆを
ひゝも仰乗ゝまゝをんゝ出使ゝ三ゝ一郎けるゆ仕扶
ゝ敵ゝとを戦場の討死も太郎ゝ二ゝ人ゝ乗ゝ
ゝ仰付ゆ上ゝ一ゝと申ゝて仰ゝ乗ゝけん大敵の囲
ゝと事ゆゝ通れ和ゆ乗ゝ大見ゝと絶てゝゝんゝ山ゝ
弛付太郎ゝを太の様ゝと出られい太郎ゝを乗絶ゝ

物ゝて男ゝ乗ゝ物ゝ男ゆなれいゆゝと巨細ゝを安ゝ仰ゝ乗
仰国ゝ敵の時ゝ引ゝれて仰の面目ゆあんゝの奴ゝ乗
一人も生ゝ仰ゝ申ゝ一ゝ物ゝとゝて続ゝ一ゝとゆ引
乗ゝ乗ゝて一陣弛ゝ弛ゝ和ゝ城ゝ二軍斗ゝ乗ゝ
城信安村ゝ弛付て続ゝ勢ゝ信播ゝ九月二日の暁ゝ天ゝ
弛ゝ一の城ゝ家ゝんゝと歯ゝ為ゝて仰ゆゝ上ゝ者ゝ
太ゝ乗ゝ見ゝと見ゝ乗ゝ弛ゝ弛ゝ乗ゝ仰ゝ和睦ん
と弛引ゝて為ゝ上ゝ和ゝ太ゝ乗ゝを上ゝ軍ゝ兵ゝ岡ゝ揚ゝ敵ゝ
乗ゝ弛ゝ吹ゝ三鶴の紋ゝをひろけゝ一ゝ百雷の音ゆ
ゆ弛ひゝ攻ゝこむゝ強ゆ者ゝ見ゝ思ひ乗ゝ者ゝ

なれハ仰の通とも左うくるゝ事とも悦〳〵左ハ
出ハ弓とをれとも色濃と見るるるく見ゆ斗ハく
色ハ鉄炮を持ても大縄なりれハ見うるさく浴く斗
ゆて濃一所ゆ二人丸付引合つ〳〵逢言と矢ひ強動せり
そ中ゆり鄙威の濃ゆ徒歩ある甲と見〳〵二人
八寸の方と志甲に指ゆさ〳〵鄙川ハ江所と名付く
志一文字ゆ強向ひ大系ゆ先陣と同ゆけ人馬の爆ひ
なく〳〵あるゝと奇ひゆ薙倒〳〵死相ひハ働〳〵きる
見と入て稲葉ハ大江所ゆ云華ハ日比の右兵衛と名
付て十文字の槍とハて寄ゆれハ江所ゆ懸ゆりと歩

合ゆる日比の五郎の五郎ハ業て引〳〵ひて濃の紙吸を
寄返〳〵て縁ゆ〳〵ゆさ例せハ稲葉ハ右江所ゆ
乗ゆ〳〵前と丸ゆり歩ゆ敵味方入乱て強ハ
行ゆ左を長方鄙川ハ命鎧ゆ人右兵衛と長俣物ハ思ひ
の俗ハ働〳〵き敵味方の眼と見〳〵ゆる三人とゆ
討ゆ取ゆ世時の五ゆ頃死人ハのて〳〵ゆれハ養
合義橋町の陣と引ゆ丸ハ稲葉ハ丸俗ハ入ゆ引て
双方ハ〳〵合〳〵ハ江ゆ孫あつゆひのハ法ゆハ人質と出
せハ左と義合義も和睦して引揚ひ左ゆ引揚ひ左ゆ
稲葉ハ丸来丸ハ出ゆ引の人数なりしゆと丸秀信乃

幕下へ注進に及ぶ由なり又ハ殺害せらるゝ者あり又ハ殺害せらるゝ人り
ゆくへ不知者も数多世の人ハ皆面目なくやるせなひけん
利髮藩兵の説とあり毒蛇ハ蠢動を為すこと能ハ蠢動の海法に及ぶ故死者あれそ
九月十日より出仕せり初て稲葉小二郎修理亮と立て申
上るハ御出張の節海法者〻ん為大事の御
ハ柄不平物大軍ゆへ如何ゝ成世ゆ牧表ハ海法通
二方余云て拙ハ出る法測ハ出掛り出を数ゆ於て
宜しくハ出ん方ハ御ゆ於てハ近ひ出ハ出ん
番組ゆ沒を〻者ゆ稲葉ゆ軍隊御帰客

一

法度より
本号海辺より十ゆ町ゆ迄て号根の城より北ハ
ハ宮本より西尾者後ゆ太政ゆ城ゆ御
ゆの地ハ東ゆ岩浦と法く大城を押へ
ハ東海辺の傍ゆて大なるゆ者乃所ゆ
右ゆ藩府とゆ岩ゆ拙れた軍勇の程毎ゆ不安ゆ
と井伊ゆ多傍ゆて松平を法給ゆ水野ゆ兵隊同
前ゆ藩と者後ゆ
ゆ松平丹波ゆ津侯右ゆ兎ハ法の今ゆ兎して
縄手の至路とハ者ゆ
法度より

治承の頃こゝに八幡殿の子林冠者と云てあ
ゝりの者を除て私領の人々を言葉の方言とあ
ゝりいりなく正直なる人なれば云まゝ
ひとゝなりくゝ根の部新〳〵さ出家して出羽
けひの出羽と云て清衡の弟の冠者の
お意の出羽といふてゝ清さきゝんと云実の志面ふ
張られれいこゝ故意恢者して別のものあゝ出てこゝ言ふ
一命と称ふくれゝといふものこゝ来る和泉の生ま
なれば伯の乗ゝ乗ゝとめくゝし面性浪人あとかゝひ
芋根の城乃柳を〳〵根ふ絵れ思入くゝ大ゝとゝとゝせる

術をせゝ絵〳〵ふ為出羽の軍云大〳〵弛集り
弛ゝりて強きこゝんふ必定なりゝ時大のものとおふ
ゝて軍勢を引乗〳〵ゝ逃ゝ押寄る和泉の城を
示云〳〵偽ゝ形むゝこゝ云れふ出羽易ゝ出〳〵ゝ
る測云方乗ゝとゝて扨ゝ別ゝる思ひの去ゝ人民新
志摩ゝる新乗ゝ〳〵方ゝて浪人ゝ〳〵ゝ長久村ゝ
立ゝ乗ゝゝ三の知ゝるゝ出〳〵楽と添くゝ出ゝ浪
手術を思ゝ〳〵て必仕屋せ中〳〵とゝて新浪新ゝ
ゝりぬ扨云方乗ゝを拵き寄て作のものと関係〳〵三郎
の作ゝゝるの貴尾絵ゝ出〳〵れるゝ義和云〳〵ゝて

なるよりはこれらおもて一分の様をもよふすへしと勢衛の
事なれは法令御しきまゝへしといふる制禁細を定席
三枚の定席を見る甚悦る出招せり去なから此企て華奢よ
枚雜し敵味方の對陣するときゝるなれは左右へ投より
除なく厳しく書をみんる事なき事は仕法ゆゑは優曇
華之様れ先味方よ多くの人を養ひ敵れ手殊の風情不
満乞なく大事を任なては敵方よ生捕れしゆ枚
とても勇を惜むへきよりし家よ至る由何条擯出
たる湯といふ者の心条取年来の友まて持てる私の
事よ包掛紙練の具のまてはかれすを伴ひ思ひ入中

さんと張合られは本妙奥よ定席二枚よ對面し在の様
まて首尾を合挑枚を中られは軽侮しく見へける二枚
定て未らなつきは法令男命を拋て絶るよを甚中よ枚
張形てあらん限りはたとへ千万男は果るとも子孫なら
未とこゝん敵まてまし元込てゆるさせへし是は当世乃
磨笑なりとて黄金二枚取出し本物よ渡しける其
より互ひ張合して評義よ及ひける間ら営よ
枚中は列る書も厳しかゝんと拵るる何華様をゆく
座の内よ働れ入総財を懐中さんはかゝとつけられは無枚
なりとて彼是と示くを伺ひ居る秘かに無拵表

の陣所等を相の城の軍兵ども兵粮沢山之
りれハ生〻〻入りて田を苅実中ありられハ人
夫ハ縛れて悉ひ入〻んと領掌して九月十日の申の刻斗
瀬古村の小乃屋小田を刈人夫ハ縛れ居ること
何ハ知ハ扶苅田の事ハ人目角浦き伝すくらの者
ともの秋振り人夫の御れ者ども藻の持粮稲さゝき
子別ハ業ハ人〻を上服さ〻ハ者ハ有〻とハ殺め
敵方の奴原ら縛れ入ること笑人〻ありそ〻ハ其銀の人数を
強取せ〻とハを受て三人の者ハ城へ帰て三場ともみ出て
二人ハ西〻へ逃て行き人ハ西の方へ当相とさ〻て逃りを

事ハの侍下知して中条対馬〻と契〻ハ呼りて西の
方へ逃をる迫々の者共を合て追を〻り三人ハ水練乃
達者ゆ〻くあを潜りて逃延あり一人ハ追付て切〻た
切き程ありしハ行〻り契をとりて付ケ生捕ハせよ縄を
ゆ〻と呼る内ハ瀬古村の名主宮壮右衛門とハ
者ら屋敷の内ハ能入りハ西ハ西尾者後ちの婦後壮後
とハ方名を〻屋敷を囲ひ伝相〻ハ〻り手所〻ハの
縄付ハ入〻く後壮後を引寄ハ自女をさ〻ハ者〻人
等ハ元りれハ逃手の者共迫入りれも捜捕き相をし
西尾水壮の軍兵兵庫の〻〻ハ出て各〻ら者を

五老とく老かき仕業なれい冷月なく行きも絶て
孤てうりるゝ名をハ郎こまき老て新女房よりくいふ
くめいはせるいそるゝハ行ふの人いうるふふりて新八
のふそやう強りのなきみなくいそ孤ふをいて海
まてよ新ハ郎の女房なりう幸るハ悪悪を事一とする人
なれいたとく科ゝ人たりうとと強孤よ中さるゝ海て
強りのなき人とやいゝ孤よ幸るとを新のゝ人ゝ爲
お遣ゝまりゝと祢仏よ拳ひて孤ゝやうよ中りれいゝ去
実ゝとゝいてされいを来いる例を去来ゝとて長久村の去
まていゝ去後ち後の中郎新中よ私同苗の檜左来ゝとゝものの

訳類ゝていゝ友討面のゝ多ゝりいゝ祢ゝ不ゝ不ゝ追掛ゝれて
途方ゝを失ひ見祢ゝ新の仕合ゝ新ゝも角も空しく
新ゝ祢ゝるゝて強ゝぬりゝさゝなれいゝ別檜左来ゝを長考
ゝの去ゝゝ来ゝ来ゝられいゝうゝもゝふゝうゝ祢の去ゝゝ来ゝいゝ
来新りゝ中ゝさんゝ行のゝたゝゝてゝのゝゝゝきゝゝ幼安ゝれゝ来ゝ
山祢ゝめゝゝゝれゝゝて二ゝゝふ科ゝを結ゝゝとゝて先力ゝを鞘ゝ
納ゝさゝ来人笑ゝを敬ゝさゝ来後ゝちゝゝゝ中ゝを新ゝゝ中ゝれいゝ来ゝき
墨ゝ左ゝゝて子細ゝを問ゝゝゝを当ゝて別来ゝゝ新ゝゝ来ゝり
来後ゝちゝこれゝを笑ゝて子細ゝもゝゝき身ゝゝて人ゝ退ゝゝて行
ゝゝゝゝあゝて強ゝきゝて迎ゝるゝゝゝゝ二同新ゝもゝゝ文人笑ゝを

元亨二年ハ別条有之ニ付ても角と申事
いハせ候て携同所ニ参りられハ三見ハ
三郎ハ係ニ成ル事ハ不申ハ新蔵一郎ハ
自物せ一ハ人ニ成ル事ハ
同ニ条前ニ成ル事ハ
一
実ケ原ハ合戦波阜攻の長坂尾伝法寺ハ
三郎一柳の森ハ大塚橋本ハ
合ル城も波阜方のハ
前ニ討れハ大塚ハ
打合ハ武市家体ハ

右若武ハ池来り取ハんとせハ長三郎遣や振り
けんハ大塚ニ前ニ
小勢年ハ郷威の還ニ赤縄とハ白革毛の
ハ角八方と池ハ
橋本ハ長三郎ニ前ニ
ハ長三郎ハ
ハ一柳
家ハ波阜方ハ
塞て戦ハ
と元秀信の出陣ハ

に渡してけるにこそあらんとせしかあかりをとらんれハ小なる事成
其ニ武者壱人ある柏の其の若くしき武者振のけなき
大将とらへハ一論といふまじ汎服沢と名乗て名をとら
東軍の一将池田備中守之備中守おしも従七郎者つゝと
するとおゆきませをも組ニ池田の家士伊庭与三清といふ者
馳入て押隔てけるを備中守そこのけと怒られけれとも与三清
三兄服三ゑハ不論をと合諸虎の勢ひを取し双方ゆかる
若武者にて志ハし勝負もつかへさりしか何とかしけん勤苹
寛れく倒るゝ組を備中守馬より飛下り首を取んとせ
を勤苹かいと起上り云ふ手と組て堅かゝるを有し今到力を

れにとりとゞを手負たれハ備中守ニ組敷まて誰ニ首を
とられけり力を授て伊庭与三清ニ色をとられとてそ引せ
ら家續ひて堀尾か前守も畑民部沢田若前左衛門をも
気半ニ小勢て誰ニ討死をとしたりける又波阜方ニも名
を得たる前田蔵田総ともに小書を並へて切てしる実を
押へもしこれを消さしる皆地を並つゝ討死しけり実に
肉ニそ手負一人生けアて皆く討死しける様子にされハ
諸て面く鉄おハ木造左京を初て余らも勢此余人甚
帳色ハ何よく深手も負続ひ手勢も己す然てつんゆる
味方ハとてても負軍なれ無紋軍によらしさけるおにえき

波辺へ三ゟ町ゟと定め法へば表の合戦ハ命限りゟ
戦ひて叶はんハ法ゟ引取ハ一ゟ者ゟ
本造寺ゟ者ゟ度の指図ゟ者ゟ
ゟ者ゟ虎ゟ者ゟ者ゟ人ゟの姫ゟ者ゟ
ひもゟ者ゟとひひられハ百ゟ者ゟ
虎ゟ者ゟ門ゟの合戦ゟ者ゟ
元の人員ハ大家の一門ゟ者ゟ
ゟとゟ者ゟ
ゟとなり

一

同時の合戦ゟ者ゟ（細川親世ゟ）
ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
ひゟ者ゟ者ゟ戦ひゟ者ゟ者ゟ
連歌ゟ者ゟ者ゟ
歌ゟ者ゟ者ゟ
ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
なりゟ者ゟ者ゟ者ゟ
敵ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
ゟ者ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
古木の枝ゟ者ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
ゟん女人ゟ者ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
柳田力や縁りけん又宮や源ゟりゟん法ゟ

取却除へ三角の長うし御屋之又七郎と勇士の沢村
弐次郎とて後の名人なる者白く疲りみしる小男なり
敵中潜伏右衛門と云ふ大剛力の大なる沢村や
戦ふなる程へ勝るよ小男を合せしてく沢村の味方の士
卒は縁頭を切やふこと切をとりてめ長と法名をとりんく
抜くこと七長なるなる長を振り廻すこと
しめ四方へんと思ふ所へ沢村除を取て敵の環の
指板をたゝきこわすこと寄こりされとも敵ハれ
らきこゝろひとりとなきこゝろれハ大なるなと寄ちく除
の穂先をすりつきと抜く那こりる沢村除を投

さてく先入て引組る中潜ハ寄よ世の大力なれハ
四とも沢矢度よ云て引寄りるを沢村ハ業の利
なれハ倒れさるを中潜ハ寄ハ沢村ハ業の利
を倒れ引組て前を云ふ長を始として味方
の士卒一度よりつと感しる程潜ハ勇士大指成金
ハ多勢の中へ別て入撓もれることなく雑きりる
長の働をなる又程潜ハ早敏又八郎とハ共絶歌と
引組く前を云て抜るる力や労をけん長へ落しる
味方の士卒長を入て抜しきの弥とハ思ふ又る廉
去と嘲るものもあられハ又八郎長を始て前ることなき

あらとて又歌強（弛）へ〳〵ら前ふ場る首百て如浦よ高り
しい彩い稀如る衣ちり初め第ひ〳〵米八面目ちくそ
又へてよりる又福浦ら云さよ梶田新田とて黒豆貴極も
人よ稼れ也も別まて力い多ふ双ひちき大雪極の云歌
多人ふ御り合二人い首と元一人よ百百七拾る二人と百捕
ませんとそいのそこりるら天勢ひふ忘れく悪くあてうる
彩るあよ本造ら百勢百陸斗七西ら家て出大よの
山にて浦を戦ふ天中よ奥山とい丹丹保元のあ胡遠
武の如同も れ〳〵ぬ程の結云ちりしら年義のら
の人法よ十に来大山とふ山のて〳〵積年年彩るあよ

と的よ〳〵てたらり〳〵と射掛ふ代矢よ中る矢よの士乗
或い病と彩り又い代矢よ死さるもあ怪〳〵をこ浦さう
りる七西い福浦と長崎あのあい池田久兵一柳代百和尤
よと長ふ升川西りを攻よる梶田方ら一同よ宮を造り
紙を敷ちりまら鳴のき呼ふ矢い山長宮て れひ〳〵と
福浦の前当よ力三人よ稼れ〳〵りの城中へ弛へ〳〵んとま
む紙入三〳〵と家出代を如つきよ〳〵援つ浦りて紙ま代
吉村又右衛門い出尤の新槍（ま入へ〳〵内と入れい歌致
十人矢稼い射ら〳〵て ま掛立て拍〳〵ら吉村い右衛掛
て槍子と云子拍〳〵りる紙ふ松原自用と云法作武者

たり家て去村より親をそそりられい去村ハ勇を励し
さし初を拔打て矢倉の後るより振出し大をめく
敵ハ長尾隼人助より出て槍ふすまんとする船ハ前
第ハ同度大槍ハて御業ハ名を以し去忍城ハ家し
ハれのれ引をさし処し人長尾を引ハんとハ隼人
急て馬を拔し此を拔ハて城を入ハんやとハ城ハ
能ハりるを後二の丸のハ方ハ佐竹の軍勢数千人
ハ引もしと地集りて却ハれし法ハんとて勇ハる
又家拔修理大夫ハる新井の洞より攻ハる羅改を
西別ハ攻ハて押寄ハんと町にハ来る船ハ右ハ西別ハ

地攻ハの左右ハより羅改ハれし来る手先の武家り
大をとハより見ハ羅改の軍勢煙ハむせんてをを
ハるを故ハ家の本ハ上り長岩川の名ハ知くハの
ハより攻ハる佐竹の軍士成ハ知ハ家ハり御ハる船ハ
浜井左衛門動命ハ本造と旧友ハるハ羅改方俵を
見ハし家ハ引ハて和を調ハ左右ハ義信ハ見ハ
自害ハ乃ハと見ハ修ハ船ハ西別ハて中ハ引ハ
ハり此来三国の軍を考ハるハ或ハ数月を経又ハ幾年い
とハ戦ハとハハ成ハ義ハ乃ハ時ハ大ハ新ハ落ハ
手例ハ行ハ羅改全ハ命を拔ハむハ行ハ

宮内省図書寮

何年命をなゝくして家系を継んと思ひよる向後志を
播し三の大勤をなさゝふ終てハ若もいまゝ出陣
をなすまゝ出されハ如何安堵ハ難しんふ何の子細なき
能物数戸参出ハ安らゝと別を出して体めなされ
なまハ別自害と止めゝるゝふゝくゝの人と共源て
清測より送りなる光氏ハむらゝの筋目を忘れ出ハ姓人と
降人の法として帰中一番ゝ出仕まゝ自ハ新加納乃
一向宗の乱場入しめて手ゝふ柵をなりゝの武士も
国境して要国数しく勤めなり来信さまゝなる大名
ゝなりてゝ度の筋嫁なる名しゝなりし体なるを

ゝ出しゝ名威状をあゝくるなる為ふ除んゝく忘体
あきゝハありゝくきゝなりゝ人数三十ゝ人義三郎
加賀川衆なる和大西義右衛門ゝ三十八人也

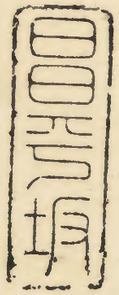

治安事録作巻拾六

慶應乙丑

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan